

資料 1

地域課題の解決に向けた令和 5 年度の取組（案）

1. 目的

令和 6 年 4 月 1 日に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化される。

障がい者の地域での暮らしを支え、暮らしづらさを解消するには、本委員会の地域課題である「障がい（児）者と地域住民の相互理解」が不可欠であるとともに、同改正法について広く理解してもらうことが重要であり、これにより「就労支援」及び「相談支援体制の充実・強化」の推進にもつながると考えられる。

このことから、これらの課題解決に向けた取り組みの一環として、地域住民及び企業等関係者を対象とした、障がいのある人に対する理解促進と、改正障害者差別解消法の周知・広報啓発に係る各種取り組みを実施する。

2. 取り組み実施

（1）障害者差別解消法等の啓発事業の実施

学校の冬休みまたは春休み期間中、管内市町村の図書館において、北海道障がい者条例及び障害者差別解消法啓発パネル展を開催するとともにパンフレットを配架する。

また、令和 5 年度に道主催により旭川市内で開催予定の障害者差別解消法道民フォーラムについて、企業等関係者へ周知する。

（2）就労継続支援事業所等による授産製品販売及び受注業務の P R 等

地域住民及び企業を対象とし、就労継続支援事業所の授産製品の販売、展示や受注業務 P R を行うことで、障がいのある人に対する理解促進及び事業所の販路拡大につなげる。

（3）就労継続支援事業所等を対象とした授産製品販売及び受注業務等の P R 動画作成に係る意向確認

（2）の取り組みの企画の参考とするため、就労継続支援事業所等を対象として、動画作成の意向、また、意向がある場合は動画の内容等について確認を行う。

（4）他の団体等が開催するイベントにおける啓発事業の実施

他の団体等が開催するイベントで、障がい者福祉に係る啓発を実施し、併せて地域づくり委員会及び改正障害者差別解消法の P R も行う。

(5) 障がいに関する書籍の紹介の依頼

事務局が各市町村の図書館を訪問するなどにより、障がい者理解促進図書フェアの開催を働きかける。また、時期は特に定めないが、可能であれば、障害者週間（12月3日～9日）を含めた開催を依頼する。

(6) ホームページによる就労継続支援事業所の製品の紹介

令和4年2月に公開したホームページを、事業所の要望等に応じて随時編集する。

(7) 各種取組のPR

(1)～(6)の取り組みについて、積極的に報道発表するとともに、関係事業者、市町村を通じて広くPRする。

また、委員会ホームページ及び宗谷総合振興局のSNSを利用し広報を行う。